

株 主 各 位

証券コード 7928

2023年11月9日

愛知県碧南市港南町二丁目8番地14

旭化学工業株式会社

取締役社長 杉 浦 武

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.asahikagakukogyo.co.jp/ir/2017052915115502.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも記載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2023年11月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県碧南市源氏神明町90番地
碧南商工会議所（2階大ホール） |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第57期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合は、議決権行使書用紙に賛・否をご表示いただき、2023年11月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合は、後記4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年11月27日（月曜日）午後5時までに行使ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

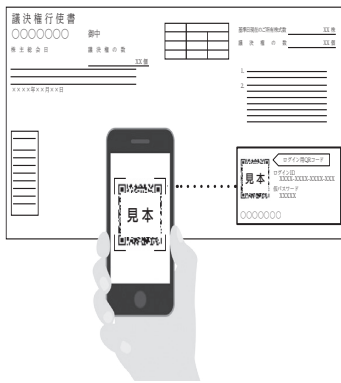
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 株主総会終了後、例年実施しておりました当社近況説明会については、今年より実施いたしません。なお、決算説明資料については当社ウェブサイトに掲載しております。
4. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

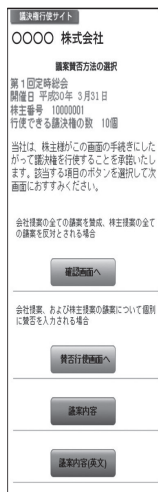
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

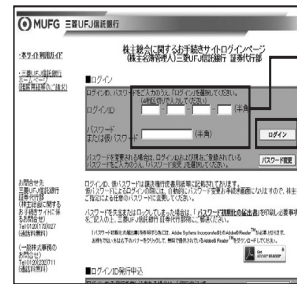


インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

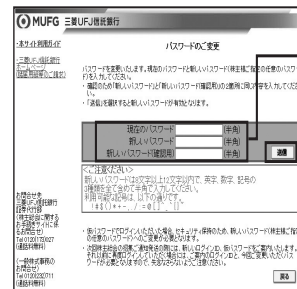
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行されたことに伴い、経済活動の正常化による個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ景気は緩やかな回復を続けております。しかしながら、円安やロシア、ウクライナ情勢に起因する資源や原材料価格の高騰など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、主な販売先であります電動工具業界からの受注は、取引先の在庫調整のため減少しました。自動車業界からの受注は、部品供給不足が徐々に改善され増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は受注が減少し、86億63百万円（前期比19.2%減）となりました。営業利益は1億69百万円（同67.8%減）、経常利益は2億79百万円（同57.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は23百万円（同94.1%減）となりました。

品目別売上高につきましては、電動工具成形品は、前期比32.7%減の48億66百万円となりました。自動車部品成形品は、前期比5.6%増の27億14百万円となりました。樹脂金型は前期比21.1%増の8億56百万円、自社製品であります建築用資材は前期比12.5%減の64百万円、その他成形品は前期比13.9%増の1億61百万円となりました。

企業集団の品目別売上高は次のとおりであります。

品目	第 56 期 (2022年8月期)		第 57 期 (2023年8月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
	千円	%	千円	%
電動工具成形品	7,228,714	67.4	4,866,743	56.2
自動車部品成形品	2,570,235	24.0	2,714,492	31.3
樹脂金型	707,245	6.6	856,743	9.9
自社製品	73,237	0.7	64,115	0.7
その他成形品	141,507	1.3	161,201	1.9
合計	10,720,941	100.0	8,663,297	100.0

当社の品目別売上高は次のとおりであります。

品目	第 56 期 (2022年8月期)		第 57 期 (2023年8月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
	千円	%	千円	%
電動工具成形品	1,083,841	29.4	726,125	20.7
自動車部品成形品	2,376,322	64.4	2,557,983	72.7
樹脂金型	91,273	2.5	110,369	3.1
自社製品	73,237	2.0	64,115	1.8
その他成形品	63,009	1.7	60,488	1.7
合計	3,687,683	100.0	3,519,080	100.0

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額2億96百万円であります。そのうち主なものは、日本工場における成形機、太陽光パネルの購入、中国工場における成形機、生産管理システムの購入であります。

③資金調達の状況

特記事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2020年8月期)	第55期 (2021年8月期)	第56期 (2022年8月期)	第57期 (当連結会計年度) (2023年8月期)
売 上 高 (千円)	7,665,678	10,409,489	10,720,941	8,663,297
経 常 利 益 (千円)	145,115	772,157	662,154	279,907
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	47,774	552,558	389,477	23,000
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	14.80	171.18	121.24	7.35
総 資 産 (千円)	5,187,125	6,435,733	6,846,605	6,437,123
純 資 産 (千円)	3,847,033	4,621,894	5,259,099	5,145,798
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,191.81	1,431.91	1,681.42	1,645.20

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除した株式数を用いております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
旭日塑料制品(昆山)有限公司	6,245千USドル	100.0%	プラスチック製品の製造 樹脂成形用金型の設計製作
Asahi Plus Co.,Ltd.	590,000千タイバーツ	100.0%	プラスチック製品の製造 樹脂成形用金型の設計製作

(4) 対処すべき課題

コロナ禍も落ち着きを見せはじめ、経済活動は平常化し、個人消費は緩やかな回復基調に向かうことが期待されるものの、ロシアとウクライナの地政学的リスクによる原油価格の高騰などからエネルギー価格の高騰が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境の中で当社がより発展するため不可欠なファクターは、人材の育成と発掘、新技術・省人化による生産コストの低減、環境問題に向けた本格的な取り組み、そして新規事業の開拓という4本柱で考えております。

・人材の育成

現在、各部署ごとでテーマを決め、スキルアップのための講習会への参加、資格の取得などを目標にしております。また、人材の発掘という部分でも門戸を広げ、国際化社会といわれる中で通用する人材の育成を進めていかななくてはなりません。今後は日本人だけではなく、外国籍の管理職者も増やし、そして女性管理職者も徐々に増やせるよう努めてまいります。

・新技術・省人化

プラスチック製品が日本に来てから80年ほどの歴史ですが、射出成形機と金型があれば、誰でも簡単に製品を大量に作れるように思われる成形ですが、簡単に見える生産方法ほど、実は奥が深く、作るのが困難な事が多いのも事実です。年々複雑化する製品形状、製品の大型化や多種多様な材料にも対応して行かなければなりません。今後は設計段階にて様々な工夫を入れられるようお客様と連携を密にしてより良い金型・製品づくりを目指します。

設備機械の進化も目覚ましく発展・進化をしております。弊社としましても、時代の波に乗り遅れることなく、新規設備を積極的に導入し、活用してまいります。

生産コストの低減、油圧から電動化について、現在は順次設備を油圧成形機から電動成形機に変更しております。そんな中で大型機、超大型成形機だけはまだ油圧式を利用しております。今後は電動化にシフトし、更に生産コストの低減と電力費の削減に貢献するように努めてまいります。そして、人手不足に対応するべく、自動化の推進、カメラ撮影による不良品の発見、粉碎、リサイクルまでを自動で行えるようなシステムの開発を今後は検討してまいります。

・環境問題

昨今一番の話題となっております環境問題については弊社も最も力を入れて行かねばいけない部分であります。成形作業という作業は樹脂を高温で熱して溶かすので消費電力も非常に多く使用します。その中で二酸化炭素の排出量はかなり多くなっていることも事実です。今年から太陽光パネルを安城工場に設置しておりますが、今後は更に碧南市の本社工場にも採用し、二酸化炭素排出量を抑制するための一助になるよう設置に力を入れてまいります。

・新規事業開拓

売上・利益の拡大や事業展開の加速化を目的として、新規事業開拓に取り組んでまいります。

旭化学工業は今後益々社会との調和を大事にし、株主様や従業員から慕われるような会社へと成長してまいります。

今後共一層のご指導賜りたいと思います。

(5) 主要な事業内容(2023年8月31日現在)

当社グループは、電動工具及び自動車部品等の樹脂成形、電動工具の組付、樹脂金型の設計製作、並びに自社製品である建築用資材の製造販売を事業としております。

(6) 主要な営業所等(2023年8月31日現在)

本 社 工 場 愛知県碧南市港南町二丁目8番地14

本 社 事 務 部 門
及 び 安 城 工 場 愛知県安城市城ヶ入町広見133番地3

旭 日 塑 料 制 品
(昆 山) 有 限 公 司 中華人民共和国江蘇省昆山市

Asahi Plus Co.,Ltd. タイ王国ラヨーン県

(7) 使用人の状況(2023年8月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プラスチック事業 (全社共通)	514名	35名減

(注) 1. 当社及び連結子会社は、プラスチック事業の単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、使用人数は全社共通としております。

2. 使用人数は従業員数であり、嘱託6名、パート4名を含んでおります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名	9名減	39.67歳	10.72年

(注) 使用人数は従業員数であり、嘱託6名、パート4名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 12,720,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 3,896,000株 |
| ③株主数 | 3,035名 |
| ④大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
杉 浦 武	439	14.1
杉 浦 求	310	9.9
旭化学工業取引先持株会	202	6.5
株式会社三幸商会	151	4.8
岡崎信用金庫	110	3.5
株式会社マキタ	77	2.5
碧南小型運送株式会社	50	1.6
笠原 朗	36	1.2
帝人株式会社	33	1.1
楽天証券株式会社	25	0.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を768千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2023年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 浦 武	旭日塑料制品(昆山)有限公司董事長
常務取締役	岡 野 篤	営業本部長
取締役	手 島 淳	旭日塑料制品(昆山)有限公司總經理
取締役 (常勤監査等委員)	鈴 木 哲 男	
取締役 (監査等委員)	異 相 武 憲	異相・村瀬法律事務所所長
取締役 (監査等委員)	小 島 正 志	小島正志税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）鈴木哲男氏及び異相武憲氏並びに小島正志氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小島正志氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）鈴木哲男氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社監査等委員会の監査・監督機能をより一層強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）鈴木哲男氏及び異相武憲氏並びに小島正志氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

③取締役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に充分見合う報酬水準及び報酬体系となるように定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は固定報酬である基本報酬と役員賞与で構成する。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、各取締役の役位に応じて他社水準、当社の業績等を考慮したうえで決定する。

ウ. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

エ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額についての決定に関する事項
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適していることから、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の個別の管掌する事業領域の業績を踏まえた賞与の額を決定する。監査等委員である取締役は、決定の方法及び内容を精査し、不合理な点がある場合、取締役会に報告するものとする。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	52,820	52,820	—	—	3
取締役（監査等委員）	5,586	5,586	—	—	3
（うち社外取締役）	(5,586)	(5,586)	(—)	(—)	(3)
合 計	58,406	58,406	—	—	6
（うち社外役員）	(5,586)	(5,586)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第49期定時株主総会において年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は3名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第49期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員は3名です。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額
 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名 7,240千円
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名 2,950千円

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役（監査等委員）異相武憲氏が所長である異相・村瀬法律事務所は、当社の顧問弁護士事務所であります。
- ・取締役（監査等委員）小島正志氏が所長である小島正志税理士事務所は、当社の顧問税理士事務所であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員） 鈴木 哲 男	<p>当事業年度開催の取締役会（年17回開催）に17回（出席率100%）出席しております。監査等委員会（年8回開催）に8回（出席率100%）出席しております。</p> <p>部長会議等の主要な会議に毎回出席しております。</p> <p>主な活動内容としては、豊富な経験と幅広い知識に基づき各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、各監査等委員の認識共有を図り、監査等委員会における監査全体のまとめ役として役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員） 異 相 武 憲	<p>当事業年度開催の取締役会（年17回開催）に12回（出席率70.59%）出席しております。監査等委員会（年8回開催）に7回（出席率87.50%）出席しております。</p> <p>主な活動内容としては、当社の期待する弁護士としての専門的見地から、各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員） 小 島 正 志	<p>当事業年度開催の取締役会（年17回開催）に14回（出席率82.35%）出席しております。監査等委員会（年8回開催）に8回（出席率100%）出席しております。</p> <p>主な活動内容としては、当社の期待する税理士としての専門的見地から、各種助言、提言を行い、当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

⑥責任限定契約に関する事項

当社は、定款第33条の規定に基づき、取締役（監査等委員）鈴木哲男氏、異相武憲氏及び小島正志氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度額とするものであります。

(4) 会計監査人の状況

①名称

太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類等の監査

当社の重要な子会社（旭日塑料制品（昆山）有限公司及びAsahi Plus Co.,Ltd.）においては、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務執行が適法、適切かつ健全に行われるために、内部統制システムの構築と、法令及び定款を遵守する体制を確立しております。

また、取締役は社内規程に基づいて業務を執行すると共に取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を相互に監視、監督することで法令遵守に関する牽制機能を強化しております。

当社では、取締役は、社内における法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告すると共に、取締役会に報告する体制を整えております。

また、監査等委員会は、社内の法令遵守体制に問題があると判断したときは、取締役会において意見を述べ、改善を促す体制を整えております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書は社内規程に従い保管し、常時閲覧可能な状態にしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクについては取締役会及び部長会議にて管理する体制を整えております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに業務執行に関する監督の意思決定を行っております。

また、その決定事項は直ちに、職務権限規程に基づきそれぞれの責任部署において業務執行する体制を整えております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けると共に定期的な監査を実施する体制を整えております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、業務執行に係るリスクについては最低月1回開催される取締役会及び部長会議並びにスタッフ会議にて管理する体制を整えております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、取締役会を月1回以上開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに業務執行に関する監督の意思決定を行っております。

また、その決定事項は直ちに、職務権限規程に基づきそれぞれの責任部署において業務執行する体制を整えております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、業務執行が適法、適切かつ健全に行われるために、内部統制システムの構築を行っております。取締役等の職務執行については、取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を監視、監督することで法令遵守する体制を確立しております。

また、使用人の職務の執行につきましては、社内における法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を取締役が発見した場合は、直ちに取締役会に報告し、改善を促す体制を整えております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任します。また選任された使用人は、監査等委員会の命令に関して取締役会等の指揮命令は受けないこととしております。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、監査等委員会の求めに応じ、いつでも報告する体制を整えております。

⑧前号の報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は「内部通報制度」に従い、報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしない体制を整えております。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払等を請求したときは、当該費用等が職務執行に必要ないと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理することとしております。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社では、監査等委員会は常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名の合計3名（いずれも社外取締役）で構成され、各監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監査を行い、必要に応じて取締役にその説明を求め、意見を述べる体制を整えております。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

総務部は、財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告書の提出をより有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築しております。

⑫反社会的勢力に対する体制

イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を持たない方針であります。

ロ. 反社会的勢力に対しては、総務部を窓口とし、必要に応じて所轄警察署、顧問弁護士と連携し対応することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、全従業員参加の全体朝礼を実施しました。また、部長会議その他重要な会議を通じて啓蒙活動を実施しました。

②リスク管理体制

リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を実施しました。

③財務報告に係る内部統制

「内部監査計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施しました。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,827,411	流 動 負 債	1,082,398
現金及び預金	2,332,503	買掛金	752,595
受取手形及び売掛金	814,470	未払法人税等	29,405
商品及び製品	195,447	賞与引当金	43,687
仕掛品	125,144	役員賞与引当金	7,240
原材料及び貯蔵品	147,509	その他	249,470
その他	212,875	固 定 負 債	208,926
貸倒引当金	△540	繰延税金負債	149,283
固 定 資 産	2,609,711	役員退職慰労引当金	47,086
有 形 固 定 資 産	2,143,254	退職給付に係る負債	12,557
建物及び構築物	493,465	負 債 合 計	1,291,325
機械装置及び運搬具	639,298	(純資産の部)	
土地	908,551	株 主 資 本	4,073,997
その他	101,939	資本金	671,787
無 形 固 定 資 産	25,703	資本剰余金	729,938
投資その他の資産	440,754	利益剰余金	3,042,244
投資有価証券	83,263	自己株式	△369,973
繰延税金資産	254	その他の包括利益累計額	1,071,800
長期預金	299,436	その他有価証券評価差額金	26,565
その他	60,858	為替換算調整勘定	1,045,235
貸倒引当金	△3,059	純 資 産 合 計	5,145,798
資 産 合 計	6,437,123	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,437,123

連結損益計算書

(2022年 9 月 1 日から
2023年 8 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,663,297
売上原価		7,764,965
売上総利益		898,332
販売費及び一般管理費		728,535
営業利益		169,796
営業外収益		
受取利息	47,080	
受取配当金	506	
補助金収入	4,865	
為替差益	52,877	
その他	5,395	110,725
営業外費用		
支払利息	15	
その他	598	614
経常利益		279,907
特別利益		
固定資産売却益	1,095	
投資有価証券売却益	9,508	10,604
特別損失		
固定資産売却損	527	
固定資産除却損	4,254	
減損損失	128,832	133,615
税金等調整前当期純利益		156,896
法人税、住民税及び事業税	149,857	
法人税等調整額	△15,961	133,896
当期純利益		23,000
親会社株主に帰属する当期純利益		23,000

連結株主資本等変動計算書

（ 2022年 9 月 1 日から
2023年 8 月 31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	671,787	729,938	3,106,822	△369,973	4,138,574
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△87,577		△87,577
親会社株主に帰属 する当期純利益			23,000		23,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△64,577	-	△64,577
当 期 末 残 高	671,787	729,938	3,042,244	△369,973	4,073,997

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	19,728	1,100,796	1,120,524	5,259,099
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△87,577
親会社株主に帰属 する当期純利益				23,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,837	△55,560	△48,723	△48,723
当 期 変 動 額 合 計	6,837	△55,560	△48,723	△113,301
当 期 末 残 高	26,565	1,045,235	1,071,800	5,145,798

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,347,016	流動負債	416,805
現金及び預金	705,473	買掛金	251,328
受取手形	5,283	未払費用	101,958
電子記録債権	13,526	未払法人税等	9,504
売掛金	446,851	預り金	7,228
製品	71,954	未払消費税等	14,519
仕掛品	47,721	賞与引当金	15,000
原材料	45,072	役員賞与引当金	7,240
前払費用	3,332	設備関係未払金	9,047
未収収益	6,533	その他	978
その他	1,806	固定負債	58,525
貸倒引当金	△540	繰延税金負債	11,439
固定資産	2,572,721	役員退職慰労引当金	47,086
有形固定資産	1,246,405	負債合計	475,330
建物	377,809	(純資産の部)	
構築物	10,625	株主資本	3,417,841
機械装置	65,805	資本金	671,787
車両運搬具	11,176	資本剰余金	729,938
工具器具備品	62,405	資本準備金	717,689
土地	718,582	その他資本剰余金	12,248
投資その他の資産	1,326,315	利益剰余金	2,386,088
投資有価証券	83,263	利益準備金	56,150
出資金	320	その他利益剰余金	2,329,938
関係会社出資金	1,195,473	別途積立金	1,000,000
長期前払費用	1,447	繰越利益剰余金	1,329,938
会員権等	1,400	自己株式	△369,973
保険積立金	42,438	評価・換算差額等	26,565
その他	5,032	その他有価証券評価差額金	26,565
貸倒引当金	△3,059	純資産合計	3,444,406
資産合計	3,919,737	負債及び純資産合計	3,919,737

損益計算書

(2022年 9月 1日から
2023年 8月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,519,082
売 上 原 価		3,253,474
売 上 総 利 益		265,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		380,678
営 業 損 失		△115,071
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,582	
受 取 配 当 金	534,996	
補 助 金 収 入	2,996	
為 替 差 益	35,812	
そ の 他	2,064	584,452
経 常 利 益		469,380
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	763	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,508	10,272
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	190	
減 損 損 失	118,902	119,092
税 引 前 当 期 純 利 益		360,561
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,962	
法 人 税 等 調 整 額	21,828	79,790
当 期 純 利 益		280,770

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	671,787	717,689	12,248	729,938	56,150	1,000,000	1,136,746	2,192,896	△369,973	3,224,648
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△87,577	△87,577		△87,577
当 期 純 利 益							280,770	280,770		280,770
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	193,192	193,192	-	193,192
当 期 末 残 高	671,787	717,689	12,248	729,938	56,150	1,000,000	1,329,938	2,386,088	△369,973	3,417,841

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	19,728	19,728	3,244,377
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△87,577
当 期 純 利 益			280,770
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	6,837	6,837	6,837
当期変動額合計	6,837	6,837	200,029
当 期 末 残 高	26,565	26,565	3,444,406

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

旭化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古 田 賢 司 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本 田 一 暁 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭化学工業株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

旭化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本 田 一 暁 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭化学工業株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月30日

旭化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 哲 男 ㊟

監査等委員 異 相 武 憲 ㊟

監査等委員 小 島 正 志 ㊟

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分の基本方針として第57期までは、連結配当性向20%以上としておりました。本来であれば第57期の期末配当金は無配となりますが、安定した配当を実施するため下記のとおりといたします。

なお、第58期から利益配分の基本方針は、年間配当金10円を下限とし、連結配当性向30%以上とすることといたしました。

第57期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及び総額

当社普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は9,383,316円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年11月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	すぎのたけし 杉 浦 武 (1967年6月14日生)	1991年4月 当社入社 1997年11月 当社取締役 2002年11月 当社常務取締役 2010年11月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 旭日塑料制品（昆山）有限公司 董事長	439,707株
2	おかのあつし 岡 野 篤 (1963年4月26日生)	1986年3月 当社入社 2002年11月 当社取締役営業部長 2014年11月 当社常務取締役 2016年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）	8,000株
3	てしまあつし 手 島 淳 (1968年10月5日生)	1987年3月 当社入社 2015年11月 当社取締役製造部部长 2015年12月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 旭日塑料制品（昆山）有限公司 總經理	3,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	すず き てつ お 鈴 木 哲 男 (1952年10月6日生)	1971年3月 岡崎信用金庫入庫 2009年10月 同金庫審査部専任課長 2011年10月 おかしん信用保証(株) 出向 2014年3月 おかしん信用保証(株) 退職 2014年4月 (株)和光地所入社 2015年3月 (株)和光地所退社 2015年11月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	鈴木哲男氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関での業務経験が豊富であり幅広い見識を有しておられることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本總會終結時の社外取締役在任期間は、8年であります。	
2	い そう たけ のり 異 相 武 憲 (1950年7月30日生)	1983年4月 異相法律事務所開設同所所長 1994年11月 当社監査役 2015年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2016年9月 異相・村瀬法律事務所所長(現任) (重要な兼職の状況) 異相・村瀬法律事務所所長	一株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	異相武憲氏は、弁護士として法律に精通しており、法務全般に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本總會終結時の社外取締役在任期間は、8年であります。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	こ じま まさ し 小 島 正 志 (1967年2月7日生)	1995年4月 小島税理士事務所入所 2013年9月 税理士登録 2014年7月 小島正志税理士事務所所長(現任) 2015年11月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 小島正志税理士事務所所長	一株
	社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割	小島正志氏は、税理士として財務、会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の本総会終結時の社外取締役在任期間は、8年であります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役(監査等委員)鈴木哲男氏、異相武憲氏及び小島正志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、3氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 鈴木哲男氏、異相武憲氏及び小島正志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、鈴木哲男氏、異相武憲氏及び小島正志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

〈ご参考〉各候補者スキルマトリックス一覧表

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	当社における 現在の地位	候補者が有する専門性								
		企業経営	海外経験	営業・販売	開発	製造・品質	サステナ ビリティ	IT/DX	財務・会計	法務
杉浦 武	代表取締役 社長	●	●	●	●	●	●	●		
岡野 篤	常務取締役	●	●	●	●	●	●			
手島 淳	取締役	●	●	●	●	●				
鈴木 哲男	取締役 (常勤監査等 委員)	●							●	
異相 武憲	取締役 (監査等委員)	●								●
小島 正志	取締役 (監査等委員)	●							●	

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
い そ う た け ひ ろ 異 相 武 大 (1979年5月10日生)	2015年12月 弁護士登録 2019年1月 異相・村瀬法律事務所入所(現任)	
補欠監査等委員である社 外取締役候補者とした理 由及び期待される役割	異相武大氏は、過去に社外役員となること以外の方法 で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護 士として法律に精通しており、法務全般に関する充分 な見識を有しておられることから、社外取締役として の職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりま す。	一株

- (注) 1. 異相武大氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 異相武大氏は、補欠監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 異相武大氏が取締役(監査等委員)に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県碧南市源氏神明町90番地
碧南商工会議所（2階大ホール）

電 話 0566 (41) 1100

交通機関 名鉄三河線「碧南中央駅」下車 徒歩15分

